

新型コロナウイルス感染防止 生産/SCM部門 グローバルガイドライン

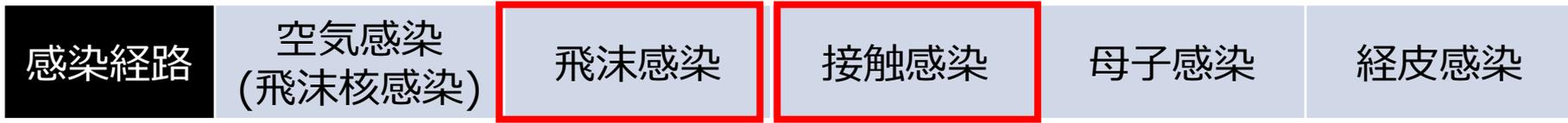
生産/SCM部門
新型コロナウイルス感染防止
グローバルガイド策定タスクチーム

新型コロナウイルスの特徴と感染防止

- 新型コロナウイルスの感染ルートは、“飛沫感染”と“接触感染”と言われていますが、“空気感染”のリスクも多くの研究者から指摘されており、注意する必要があります。
- “飛沫”とは5 μ m以上の大きさで、ウイルスの周りに水分がある状態をいいます。大きな飛沫は自重で床に落ちますが、軽いものはしばらくの間空中を浮遊します。
- 会話で発生する飛沫のうち、大きいものは2m以内に落下しますが、小さい飛沫は軽いため落下せず、換気が悪いと空气中にエアロゾルとして滞留します。
- 会話における飛沫の飛散距離は1～2mですが、咳では3m、くしゃみでは5mも飛散します。マスクが無ければ、ソーシャルディスタンス2mで安全とは言いきれませんし、飛沫は壁やパーテーション、製品にも付着します。
- 新型コロナウイルスは鉄やプラスチックの表面で2-3日生存し続けます。多くの人に触れるドアノブやツールだけでなく、ライン上の製品に飛沫が付着すると、後工程の多くの作業者が影響を受けます。
- マスクには飛沫の侵入を完全に防ぐ効果はありませんが、自分が出す飛沫を大幅に抑制する事ができ、手で口や鼻に直接接触れることを防止出来ます。
- 以上の事から、労働集約型の生産工場においては、飛沫感染・接触感染のリスクを低減する為、作業者間の距離に関わらずマスクを着用する必要があると考えます。
- 安心して働ける職場を作る為に、①従業員ひとりひとりが飛沫を出さない、②手洗いや消毒を行い、消毒していない手で顔を触らない、③換気をする、④距離を確保する、を徹底しましょう。
新型コロナウイルスに感染しない為には、人に感染させない為の行動を全員で行うことが大切です。

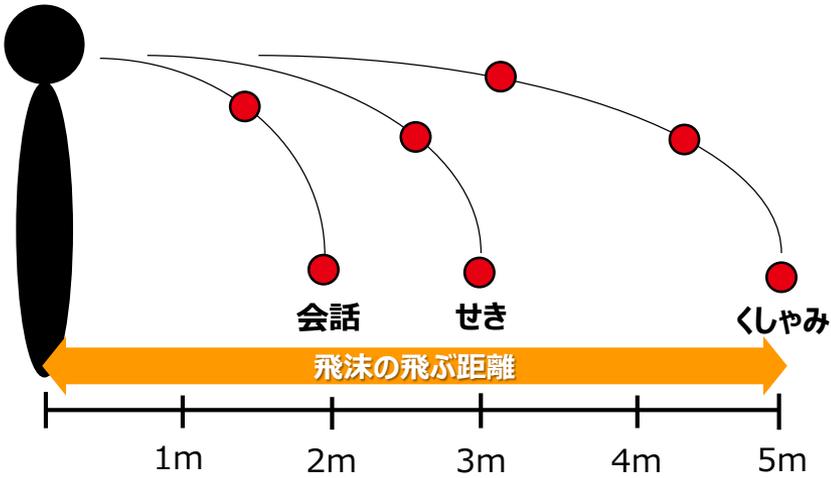
新型コロナウイルスの特徴と感染防止

COVID19の感染経路



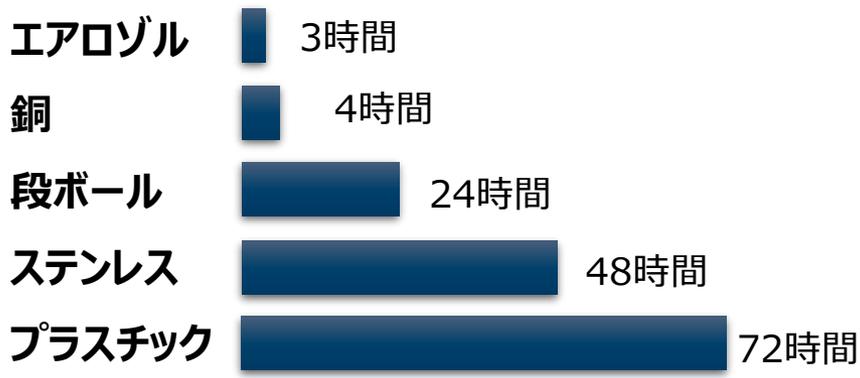
COVID19の感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、空気感染はしないとされているが、微小な飛沫が空気中を漂う事で感染する可能性(エアロゾル感染)が多く指摘されている。

飛沫の飛ぶ距離の目安



新型コロナウイルスの最大残存時間

The NEW ENGLAND JOURNAL of MEDICINE, 2020のデータより



マスクをしない場合、ソーシャルディスタンス2mを確保していても、咳やくしゃみによって多くの飛沫が拡散する。ステンレスやプラスチックの表面では、2-3日はウイルスが生存する為、ウイルスが車両や部品などに付着すると、後工程の作業者の接触感染リスクが高まる。

従業員向け行動ガイド（1/2）

従業員に対し、以下の事を周知・徹底してください

出社前

- 出社前に体調チェックを行い、ガイドラインに該当する場合は速やかに上司に報告すること
- 通勤時に公共交通機関や会社バスを利用する際は必ずマスクを着用し、乗車前後に消毒をすること
- 可能であれば、公共交通機関を避け、自家用車による通勤に切り替えること
- できるだけ作業着での通勤を行い、ロッカー・更衣室での密集を避けること
- 間接員は在宅勤務を活用し、不要不急の出張は避けること

勤務中

- 入門時、または業務開始前までに必ず第三者による検温または機械による判定を実施すること
- 勤務中は、飲食時を除き、会社支給のマスクを着用すること
- 会社支給のマスク着用が困難な場合は、安健部署の許可を得て使用すること
- 接触感染防止の為、消毒・手洗い基準に従って手の消毒・手洗いを実施すること
- 共用部に触れた後はこまめに消毒を行い、消毒していない手で顔に触れないこと
- 会議室、オフィス、休憩所などは決められた感染対策ガイドに基づき対策の上使用すること
- 職場(特に会議室や休憩所)では十分な換気を実施すること
- 従業員同士、出来るだけ2m(6feet)のソーシャルディスタンスを確保すること
- 感染を防ぐため、マスクや保護具の取り扱い、廃棄方法を理解すること

休憩・食事

- 食事中はマスクを外すため、感染のリスクが高くなることを意識すること
- 食堂を利用する際は、食事中以外はマスクを着用し、マスク無しでの会話は控えること
- 休憩所で食事をする際は、食堂と同様にパーテーションや消毒を実施すること
- 休憩所は狭い空間であり、換気が不十分な場合、感染リスクが高くなることを意識すること

従業員向け行動ガイド（2/2）

従業員に対し、以下の事を周知・徹底してください

社外・自宅

- 社外においても出来る限りソーシャルディスタンスを確保し、マスクを着用すること
- 帰宅後はすぐに手を洗い、ウイルスを家庭に持ち込まないように注意すること
- 自宅においても食事の前後は手洗い・消毒を実施すること
- 手の消毒とともに、スマートフォンやドアハンドル等共用部の消毒も実施すること
- パーティーなど大勢の人が集まるイベントへの参加は極力控える事
- 換気の悪い場所や感染対策が不十分な場所に行くのは避けること

その他

- 手洗い・消毒をしていない手で、目・鼻・口を触らないように常に注意すること
- 感染メカニズムを理解し、感染リスクを最小化する為の行動を理解すること
- 咳やくしゃみをする際にもしマスクをしていない場合は必ず腕や服の袖などで覆うこと(咳エチケット)
- 健康な生活を心がけ、免疫力の向上に取り組むこと

感染防止ガイドライン

1. 健康・体調管理
2. 通勤
3. 入門管理
4. 事業所内共通
5. オフィス・会議室
6. 製造現場・休憩所
7. 食堂
8. 意識向上
9. 感染拡大時の対応

感染防止ガイドライン

1. 健康・体調管理 — 1. 健康・体調管理

2. 通勤

3. 入門管理

4. 事業所内共通

5. オフィス・会議室

6. 製造現場・休憩所

7. 食堂

8. 意識向上

9. 感染拡大時の対応

1-1. 出勤前の確認事項

1-2. 職場における体調管理

1. 健康・体調管理

1-1. 出勤前の確認事項

- 出勤前に、従業員各自で以下事項を確認する。体調に異常がある場合は上司に連絡し、指示を受ける。

確認事項	
体温	関節・筋肉痛
咳	味覚・嗅覚の異常
喉の痛み	嘔気・嘔吐
鼻水・鼻づまり	睡眠の状況
呼吸苦・息苦しさ	頭痛
全身倦怠	腹痛・下痢

※確認事項について、各国の政府・行政の指示を受けて、各拠点で別に定めがある場合はそちらに従う。

1-2. 職場における体調管理

- 上司は、出勤時に各拠点で定められた方法で部下の健康確認を行う。
- 感染疑いがある場合は、各拠点で定められた連絡ルートで報告する。
- 勤務中も、部下の体調に変化がないか、現場で声をかけ確認する。

感染防止ガイドライン

1. 健康・体調管理

2. 通勤

3. 入門管理

4. 事業所内共通

5. オフィス・会議室

6. 製造現場・休憩所

7. 食堂

8. 意識向上

9. 感染拡大時の対応

2. 通勤

2-1. 基本方針

2-2. 公共交通機関利用時の注意

2-3. 会社手配のバスの対応ガイド

2. 通勤

2-1. 基本方針

- 公共交通機関を使わない通勤手段（自家用車、自転車、徒歩）に切り替えられるよう対策を検討する。（例、駐車場・駐輪場の拡充など）
- 公共交通機関を利用する場合の混雑回避のため、時差出勤、始業時間の変更についても検討する。

2-2. 公共交通機関・会社手配のバス利用時の注意

- マスクを常に着用する。
- できる限り私語をしない。
- 利用後は、手の消毒・手洗いを行う。

2-3. 会社手配のバスの対応ガイド

- 乗車人数は、座席に座れる人数を上限とする。
- 常時換気を行う。
- 乗車場所または乗車口に、消毒液を設置する。
- 運行開始前（少なくとも午前・午後各1回）に車両内の消毒を行う。

感染防止ガイドライン

1. 健康・体調管理
2. 通勤
- 3. 入門管理**
4. 事業所内共通
5. オフィス・会議室
6. 製造現場・休憩所
7. 食堂
8. 意識向上
9. 感染拡大時の対応

—— 3. 入門管理

3-1. 入門管理基本ルール

3. 入門管理

3-1. 入門管理基本ルール

- 体調に異常がある人の入門は禁止する
- 入門時は検温、消毒を実施しマスクを持参して着用する
 - 1)検温について
 - 従業員及び常駐協力会社は入社前及び入社後に検温を実施する
入社後は入門時または各職場にて第3者による検温か機械による判定を実施する
 - 出張者、非常駐協力会社、来訪者は入門時に第3者による検温か機械による判定を実施する
 - 2)消毒について
 - 従業員及び常駐協力会社は入門時または各職場入り口で手指を消毒する
 - 出張者、非常駐協力会社、来訪者は入門時に手指を消毒する
- 出張者、非常駐協力会社、来訪者は入門時に記名を行い後から行動履歴を確認できるようにする
- 海外から帰国された方、海外からの出張者の入門管理は各拠点ルールに従う

感染防止ガイドライン

1. 健康・体調管理
2. 通勤
3. 入門管理

4. 事業所内共通 — 4. 事業所内共通

5. オフィス・会議室
6. 製造現場・休憩所
7. 食堂
8. 意識向上
9. 感染拡大時の対応

- 4-1. テレワークの推奨、出張の自粛、保険見直し
- 4-2. マスクの着用基準
- 4-3. 手洗い基準
- 4-4. 共用部の消毒
- 4-5. ロッカー、更衣室の感染対策
- 4-6. 職場パトロールの実施
- 4-7. 備蓄品
- 4-8. 各種連絡ルート

4. 事業所内共通

4-1. テレワークの推奨、出張の自粛、保険見直し

- 現場、オフィスに行かなくてもできる業務は、可能な限りテレワークとする事
- 重症化リスクのある、妊婦、基礎疾患がある従業員に業務配慮を行う事
- 不要不急の出張を避ける事
- 出張の際は、受け入れ側の責任者を明確にして、出張先の規則に沿って行動する事
- 海外出張時は出張先での感染を考慮して、医療が受けられる事を確認する事
- 感染時は、長期入院（10日～24日）が必要となる場合ある為、それをカバーする海外出張保険を考慮する事

4. 事業所内共通

4-2. マスク着用基準

- 従業員は飲食時以外は常時マスクを着用すること
- 事業所内で着用するマスクは会社からの支給を基本とする
 - ※衛生管理の観点から、使い捨てマスク1枚/日以上を推奨
 - ※再利用可能マスクを使用する場合、機能を維持できる使用回数の明示、並びに消毒・洗浄を徹底する事
- マスクは飛沫の通過を防止するのに十分な機能を持つこと（BFE95%以上を推奨）
 - ※BFE: Bacterial Filtration Efficiency (細菌濾過効率)

4-3. 手洗い基準

- 決まったタイミングで手洗い又は消毒を実施する
 - ①朝詰所に入る前②午前休憩前③昼休み(昼食の前)④食堂から戻ったら
 - ⑤午後休憩前⑥仕事が終わって詰所に戻る前⑦帰宅してすぐ

事務所勤務者：①③④⑥⑦を基本とし、それ以外は移動時の出入りの際に手洗い・消毒を行う事
- 洗面所/手洗い場ではハンドソープ、それ以外はアルコール等の消毒液による手洗いを実施する。必要に応じて手洗いの為の休憩時間延長を検討の事
- 各建屋、食堂、休憩所、売店、トイレ等の入り口に消毒液を設置し、上記と合わせて各々に出入りの際の手洗いを行う事

4. 事業所内共通

4-4. 共用部の消毒基準

- 日常的に触る共用部について、決まったタイミングで消毒を実施。
アルコール、又は消毒液を使用し、発生したゴミは決められた場所に廃棄の事
(部位)
 - 1)ドアノブ：2回/S（午前/午後始業前）以上実施
接触を避けるため、可能な場合はドアを常時開放、又は手で触らない方法を検討する。
難しい場合はドア付近に消毒液を設置の事
 - 2)共用の机・椅子(持ち手部)、冷蔵庫・ポット・電子レンジ等の共用備品、
工具・設備操作部、ロッカー(手の触れる所)：2回/S（午前/午後始業前）
 - 3)共用の電話・共用PC：使用毎

4-5. ロッカー、更衣室の感染対策

- 混雑や接触を可能な限り抑制するよう時間・レイアウトを考慮の事
- 入り口に消毒液の設置、共用部位の消毒、また十分な換気を実施する事

4-6. 職場パトロールの実施

- 各職場の感染予防対策が維持されているかを定期的にパトロールする事

4. 事業所内共通

4-7. 備蓄品

- パンデミック再発による感染防止用品の品薄に備えて必要な備蓄をする
- 備蓄対象は感染対策品、及び生産 & 生活に必要な備品

<感染対策品>

マスク、消毒液、消毒用ペーパータオル、フェイスシールド、パーティション材、体温計、手袋など

<生産 & 生活用品>

生産保護具、ティッシュ、トイレトペーパー、石鹼、洗剤、溶液類（アルコール、塩素剤等）など

- 備蓄量は約1か月分を確保する

※特にマスクと消毒液は、各国の調達難易度を考慮し必要に応じて一か月以上とする事

4. 事業所内共通

4-8. 各種連絡ルート

- 感染者発生時に備えて、責任者を設定 & 明示する事
- 感染拡大防止の為、発覚後すぐに連絡できるルートを構築する事
- 連絡ルートは以下のケースを想定して作成する事
 - 職場内で感染者、感染疑い者が発生した場合
 - 濃厚接触者が発生した場合
- 感染疑い者が発生した場合は濃厚接触者を速やかに特定し、隔離や自宅待機等の処置を行えるようにする事
- 発覚後の対策を意識して連絡ルートを作成する事

※社外報告、社内報告 (HR/Safety/Function/Region etc..)

感染防止ガイドライン

1. 健康・体調管理

2. 通勤

3. 入門管理

4. 事業所内共通

5. オフィス・会議室 — **5. オフィス・会議室**

6. 製造現場・休憩所

5-1. オフィス

7. 食堂

5-2. 会議室

8. 意識向上

9. 感染拡大時の対応

5. オフィス・会議室

5-1. オフィス

■ 密集/密接を回避すること

- ソーシャルディスタンスを確保（人との間隔2m以上）可能な座席を使用すること
- 確保できない場合は使用する机にパーティションを設置すること

■ パーティションの仕様を以下とすること

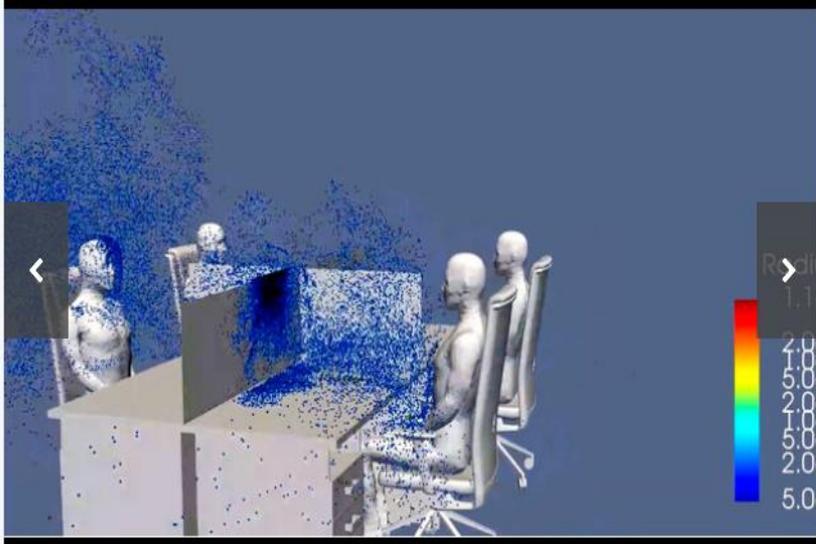
- パーティションを設置する際は、座る人の頭まで高さを確保すること
- パーティションは、対面方向、横方向に設置すること
- 材質については問わないが、安全面（視認性）、作業環境面（照度）の観点から透明または透光性であることを推奨する

■ 換気に関して以下を順守すること

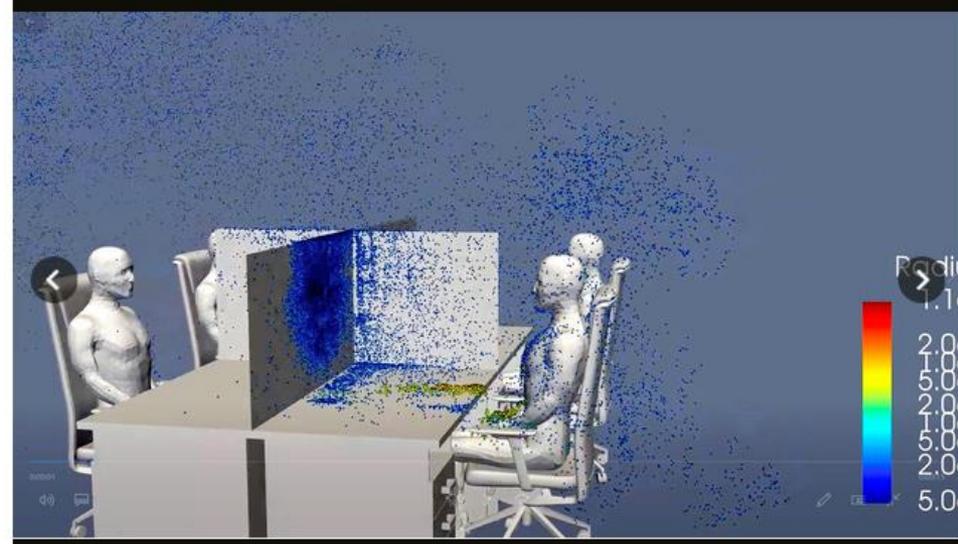
- 機械換気による方法として必要換気量（ $30\text{m}^3/\text{時間}\cdot\text{人}$ ※）を満たすこと
※日本の厚生労働省推奨値
- 窓の開放による方法として、換気回数を2回以上/時間とする
※換気回数:部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数
目安として、30分に1回以上 数分間程度、窓を全開とする
- 空気の流れを作るために、複数の窓がある場合は、二方向の窓を開放すること、窓が一つしかない場合は、ドアを開けること
- 窓がない場合はドア付近にサーキュレータ設置、常時起動もしくは最低でも1時間に5分起動させ、換気を行うこと

パーティション効果

スーパーコンピューター富岳による飛沫シミュレーション結果 : 理化学研究所



高さ120cm : 対面の人に多量にかかる



地面からの高さ140cm (頭の隠れる高さ)
飛沫はほとんど周囲の人にかからない

5. オフィス・会議室

5-2. 会議室

- **原則として、感染リスク低減の観点からオンラインでの会議を推奨する**
 - Face to Face会議が必要な場合は、マスク着用を徹底すること
 - 会議室の収容可能人数、着席可能な席を明示すること
 - 秘匿事項を扱う会議について、情報漏洩のリスクに配慮して実施すること

- **換気に関して、5-1. オフィスにて規定した内容を順守すること**

感染防止ガイドライン

1. 健康・体調管理
2. 通勤
3. 入門管理
4. 事業所内共通
5. オフィス・会議室
- 6. 製造現場・休憩所**
7. 食堂
8. 意識向上
9. 感染拡大時の対応

6. 製造現場・休憩所

- 6-1. 製造現場における感染予防
- 6-2. 休憩所運用基準
- 6-3. 主なリスク対応

6. 製造現場・休憩所

6-1. 製造現場における感染予防

- 従業員は飲食時以外は常時マスクを着用すること
 - ※作業間が2m以上離れていても飛沫が周囲・製品に付着しウイルスが2-3日生存するため
 - ※ビニールカーテン等のパーテーションの消毒は徹底するのが困難なため
 - ※お互いがマスクを着用している前提において、メガネ・フェイスシールド・パーテーション等の併用は任意とする
- 事業所内で着用するマスクは会社からの支給を基本とする
 - ※衛生管理の観点から、使い捨てマスク1枚/日以上を推奨
 - ※再利用可能マスクを使用する場合、機能を維持できる使用回数の明示、並びに消毒・洗浄を徹底する事
- マスクは飛沫の通過を防止するのに十分な機能を持つこと（BFE95%以上を推奨）
 - ※BFE: Bacterial Filtration Efficiency (細菌濾過効率)
- 熱中症リスク等でマスク着用が困難な場合は、出来る限り口元の飛沫拡散対策を行い、体調管理を厳格化する事。また、職場ごとに人事安健の承認を得る事
- 接触感染を防止する為、消毒・手洗い基準を遵守し、目・鼻・口を触れないように注意する事。またガイドを参考に消毒液の設置場所に留意する事
- 対策を維持・継続する為、安健部署による定期的なパトロールを実施する事

6. 製造現場・休憩所

6-2. 休憩所運用基準

■ 休憩所に対する基本的な考え方

- ・オフィスと同様に、密集/密接を回避すること（距離確保、パーティションの活用など）
- ・換気に関してもオフィスの運用基準を順守すること（特に休憩時間前後）
- ・休憩所の収容可能人数を設定すること
- ・収容可能人数を超える休憩所については、主たる作業場内または隣接している場所を休憩所とし密集/密接を回避すること

■ 休憩所についても、事業所内共通ガイドラインを遵守すること

- ・ 4-2 マスクの着用基準
- ・ 4-3 手洗い基準
- ・ 4-4 共用部の消毒
- ・ 4-5 ロッカー、更衣室の感染対策
- ・ 4-6 職場パトロールの実施

■ 昼食場所は食堂を推奨するが、休憩所で食事する場合は食堂運用ガイドを遵守すること

- ・ 7-2-1 食堂運用ガイド：③テーブル、⑤消毒
- ・ 7-2-2 従業員向け利用ガイド

6. 製造現場・休憩所

6-2. 休憩所運用基準(事例)

- パーテーションは対面方向だけでなく、横方向にも設置すること
- 臨時休憩所でもソーシャルディスタンスを確保した上でのマスク着用もしくはパーテーションの設置をすること
- 消毒液は休憩所入り口または各座席に設置すること

UK



横浜



中国



中国



6. 製造現場・休憩所

6-3. 主なリスク場面

- 生産工場特有の場所・場面を想定し、従業員への周知およびリスク対策を行うこと



朝礼

ソーシャルディスタンスの確保
拡声器の活用



QRQC Call

マスク着用



作業指導・作業習熟

マスク着用



テスター ピット検査

マスク着用
空気の循環(ピット内作業)



玉掛け 共同作業

マスク着用
インカムの活用(騒音職場)



ボディー塗装 仕上げ

マスク着用(ボディへの付着防止)
手・手袋の消毒

感染防止ガイドライン

1. 健康・体調管理
2. 通勤
3. 入門管理
4. 事業所内共通
5. オフィス・会議室
6. 製造現場・休憩所
- 7. 食堂**
8. 意識向上
9. 感染拡大時の対応

7. 食堂

- 7-1. 食堂運用ガイド
- 7-2. 従業員向け利用ガイド

7. 食堂

7-1. 食堂運用ガイド

① 出入口

- 食堂における感染防止ルールを、出入口の見えやすい場所に掲示する
- ドアノブに手で触れずに出入りできるようにする（例、常時開放、非接触開閉タイプの自動ドア、足でドアを開閉など）

② カウンター

- 列の立ち位置（1m間隔以上）を、目印・テープなどで明示する。
- 食器類（トレイ・カトラリー・コップなど）は、利用者自身が使用する物以外に手で触れずに取り出せるようにする（例、袋詰めされたカトラリー、使い捨ての紙コップなど）
- 共用の備品（給水器・調味料など）は、手で触れずに使用できるようにする（例、提供時に調味料も既にかけている、小分けのドレッシング、足踏み式、コップを押し付けるタイプの給水器など）

7. 食堂

7-1. 食堂運用ガイド

③テーブル

- 正面・左右の席との間にパーテーション（頭が隠れる高さ）を設置する。

④レジ

- 列の立ち位置（1m間隔以上）を、目印・テープなどで明示する。

⑤消毒

- 定期的に食堂内の消毒を行う（少なくとも1回/直）
- 消毒液を、従業員及び食堂業者の出入口、テーブル付近に設置する。

⑥食堂業者

- 従業員に準じて、出勤時の健康チェック・検温を実施する。
- 食堂内では、マスク及び手袋を常時着用する（使用したマスク及び手袋は毎日交換する）。

7. 食堂

7-2. 従業員向け利用ガイド

- 食堂の入口で手の消毒を行う。
- 食堂内では、飲食時以外はマスクを着用する。
- ソーシャルディスタンスを確保する。
- 食事中、マスクはテーブルの上に直接置かない。
- テーブル、パーテーションなどには極力触れない。
- 食堂内での私語は極力慎む。

感染防止ガイドライン

1. 健康・体調管理

2. 通勤

3. 入門管理

4. 事業所内共通

5. オフィス・会議室

6. 製造現場・休憩所

7. 食堂

8. 意識向上

9. 感染拡大時の対応

8. 意識向上

8-1. ポスター掲示

8-2. 教育

8. 意識向上

8-1. ポスター 掲示

- 工場内・構内で守らなければならないMUSTルールを掲示すること
例：
 - ・発熱・咳、体調不良者の入門禁止
 - ・入門時、または業務開始前までに必ず第三者による体温の検査
 - ・常時マスク着用
 - ・咳・くしゃみエチケット
 - ・手洗い・消毒の実施
 - ・ごみの分別
 - ・3C(Closed spaces, Crowded places, Close-contact settings)

- 推奨指示事項は、各工場のルールに従い必要に応じ、掲示すること

8-2. 教育

- 従業員の意識向上のため、感染症防止についての教育を実施すること

感染防止ガイドライン

1. 健康・体調管理
2. 通勤
3. 入門管理
4. 事業所内共通
5. オフィス・会議室
6. 製造現場・休憩所
7. 食堂
8. 意識向上
- 9. 感染拡大時の対応**

— 9. 感染拡大時の対応

9-1. 感染拡大時の追加アクション

9. 感染拡大時の対応

9-1. 感染拡大時の追加アクション

- 本ガイドラインの適用レベルを上げ、社内の感染リスクの最小化を図ること
- 感染拡大の状況に応じて、下記対策事例の採用を検討すること
 - ・陽性者に対するサポート・情報整理を行う専属医療チームの立上げ
 - ・症状のある従業員、濃厚接触者に対するPCR検査の実施(会社が費用負担)
 - ・家族向けのパンフレットや感染防止キットの配布
 - ・宴会・パーティー等への参加自粛要請
 - ・携帯アプリを活用した従業員のトレーサビリティ向上

Thank you